

課長	班長	課員	担当

復 命 書

1 案件	静岡県土採取等行為における不適正処理防止連絡会議
2 日時	令和3年6月29日(火) 14:00~15:35
3 方法	県庁別館8階第1会議A・B・C
4 出席者	出席者名簿による
5 内容	<p>標記会議を開催した。 出席者58名(市町36名、土木事務所6名、オブザーバー11名、当課5名)</p> <p>第一部</p> <p>開会挨拶(県土地対策課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 別紙のとおり <p>連絡会議の運営について(県土地対策課 鳥居主事)</p> <ul style="list-style-type: none"> 別紙のとおり <p>事例紹介(富士市の取り組みについて)(富士市土地対策課 増田主査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 別紙のとおり <p>事例紹介(不適正な残土処分の現状について)(警察本部生活保安課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 〃: 別紙のとおり 〃: 別紙のとおり <p>質疑応答(事例紹介について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 質問者なし (第一部終了後、静岡新聞社の取材対応) <p>第二部</p> <p>県条例について(県土地対策課 内田主査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 別紙のとおり <p>協議事項について(県土地対策課 川口主査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 別紙のとおり <p>質疑応答(協議事項について)(県土地対策課 川口主査)</p> <p>Q. 賛同する市町のみが連絡会議の構成員になるのか?(湖西市)</p> <p>A. 県と全市町で構成する。協力いただける範囲、協力いただけるところから開始する。県で照会后、集めた事例は全市町に提供する。</p> <p>質疑応答(連絡会議・県条例・その他について)</p> <p>Q. 連絡会議の名称について、いつ(仮称)がとれるのか?</p> <p>A. 連絡会議の運営への意見がなかったため、当会議より名称を確定します。</p> <p>連絡事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物リサイクル課: 別紙のとおり 県土地対策課: 残土等にかかる土砂問題対策全国ネットワーク会議の資料提供を後日行う。 <p>(第二部終了15時35分)</p>

- ・ 林政部局との連携が必要。
- ・ 他市町、他県から搬入される土砂が大半であり、他市町との連携をしていきたい。
- ・ 市条例の改正について
 - 事業者のみの罰則適用を事業に関わる者に拡大する。
 - 土地所有者の同意について、現在は規則上に定めているが、条例上に明文化する。
 - 欠格事項を盛り込む。
- ・ 市町単独条例では限界がある。地方自治法の罰則の上限、罰金 100 万円に改正したが効果がない。(廃掃法では罰金 1000 万円、法人なら最大 3 億円である。)
- ・ 全国で統一した強い基準や罰則を盛り込んだ法整備を行い、罰則の弱い市町が狙われないようにしていく必要があると思われる。
- ・ 市町に富士市の条例改正案を早い段階で情報提供する。(富士市と) 足並みをそろえて条例改正をお願いしたいと考えている。
- ・ 県に対し、土砂問題が市や県を超えた問題であることを再認識してもらったと考えている。
- ・ 県条例は、市の条例と違い許可制ではなく、届出制であり、罰金も 20 万円と低く、弱い。
- ・ 今後、市の条例の改正と同時に県条例の改正をお願いしたい。

警察本部生活保安課 ■■■■■ 挨拶

- ・ 県条例・市条例の課題に関し、情報共有し、土砂の不適正処理の防止及び事案への的確な対応の向上を図ることを目的に開催するこの会議の開催は、取り締る側の警察としても心強い限りである。
- ・ 富士市の話のとおり、悪質業者による大規模な森林開発行為があり、関係者を検挙している。
- ・ なぜここまで開発が行われてしまったのか。業者は年間数億円という利益を上げている。残土処分を請け負うものだけでなく、土砂を運搬してくる者もこれらも付近の住民に威圧的な対応をとっており、不安を与えている。再三の法令や行政指導に従わず、一切無視して処分場の開発を続けていくということで、最終的に訳3万3千㎡の広大な開発に至った。
- ・ 土地を提供した所有者は、実際にこんな使われ方とは思っていないし、現場はいいこともない。悪質業者の方は一杯になってしまえばその場を離れてしまい、残土も置き去りにしてしまうということで、土地所有者も途方に暮れてしまう。
- ・ 土砂の不適正処分をさせないことは大切なことだが、早期に発見し、指導していけばそれなりのこともできるのではないか。
- ・ 事件を担当した■■■■■から事件を踏まえて説明させるが、残土処分に関しては、いろいろな現場、場所、地域で発生していると思われる。特に富士山麓、伊豆箱根地区は首都圏に近く、未開発の地が多く狙われやすく、注意が必要であると我々警察の方でも考えています。
- ・ 残土を不適正処分する業者は利益を追求するため、非合法な手段により行政を欺いて、悪質な行為を繰り返す状況です。
- ・ 皆様方におかれましては、条例改正も踏まえて、横の連携、情報共有、協力体制を築き上げて、土砂の不適正処分をする悪質業者を指導して諸問題に対処していただければと思います。今後とも警察への協力をお願いします。

- ・ 現状、富士山麓をはじめ伊豆箱根、県東部地域に不適正な残土処分をしている状況が多く見られる。建設残土は建設工事を受注した建設業者が現場で発生する残土処分を運搬業者と契約し、残土を処分場に運び入れる流れになるが、運搬業者は正規の処分場へ残土を運搬する予定を建設業者に提出している。その中に、利益を優先する考えを持って安価で許可を取得していない非正規の処分場に残土を運び入れる業者が見られる。残土ブローカー、残土ビジネスになっているのではないかとつくづく思う。
- ・ 残土ブローカーとういのがいて、首都圏に残土処分場が少ないということ、又、処分場が飽和状態であることに目をつけて、運搬業者と手を組んで、非正規処分場への残土処分の搬入が横行しているのが現状。ブローカーは首都圏から近郊で広大な未開地である富士山麓や伊豆箱根に目をつけ、利用価値のあまりない山林所有者に対して、「資材置き場にしてあげるから、少し土を入れたい」、「整地してあげる」といい、土地を借用又は購入して、非正規の残土処分場を作っている現状です。このような非正規の処分場は法令等を遵守せず、搬入された残土を何ら基準に沿うこともなく、無造作に処分して、山林等の無許可開発や、土砂の流出等、自然環境を損なっている状況です。又、これに付随して過積載のダンプが深夜から夕方まで頻繁に往来し、騒音や振動、路肩の損壊等、周辺住民の平穏な生活に多大な影響を与えている状況です。
- ・ 昨年、富士警察署に森林法違反、土砂条例違反ということで、非正規な残土処分業者を検挙したら、残土の運搬を依頼された業者は元請業者との間で、本来の計画なら正規の処分場に適正な処分代金を支払い、残土を運び入れることで契約しているが、処分代金を浮かす、事故の利益を少しでも増やそうということで、元請業者の目の届かないところで、非正規の残土処分場に残土を運び込んだということです。この理由は、今までお話しにありましたけれども、利用価値のない土地を二束三文で手に入れて、大量の残土を破格の安値で受け入れ、それが県内の運搬業者を始め、首都圏の運搬業者も残土を運び入れ、非正規の残土処分業者は法や条例を無視して、多大な利益を得たいということです。
- ・ 各市町においては、不適正な残土処分場の事業主について、中止命令、現状回復命令等、行政命令を沢山出されています。業者はお金と時間が係るため、命令に従うと言っては少し残土を運び出して。見た目の土砂が崩れないようにして、そのあとすぐに撤収するという。困るのは土地所有者だけということになってしまいうことが、多々見受けられる。
- ・ この中止命令を出しただけ、現場を辞めさせないと中止させることは出来ても、残土は現場に残ったままになってしまう可能性が高いため、できることならば、中止命令とともに原状回復命令を出していただいて、違法な現場から残土を取り除くようにしなくてはいけないと思います。又、残土を運び出したのはいいのだが、運び出した先が隣の市町の非正規の処分場だったということもありました。このような不適正な残土を処分する業者をそのまま放置するすれば、悪質な業者が横行して富士山麓等が大きな問題を抱えてしまうことが予想されます。残土処分に関わるブローカーや非正規な残土処分業者は行政命令をかけてこない市町を狙っている。要するに悪質な業者は市町の態度を見ているということです。ですから、一市町だけが行政命令を強くすれば非正規な残土処分業者はその市町からは撤退するでしょうが、その余波はよその市町に及び不適正な残土が捨てられてしまうと、又、悪質な業者は行政命令が出されているにも拘わらず、よその市町に正規に許可を出してくるということもあります。そういう悪質な業者はまともな作業を行うとは思えませんから、さらに行政命令や違反の対象にならないよう事業者になるのを恐れ、違う者を事業者に申請させることもあり得ます。この申請時には注意していかなければならないと思います。
- ・ 現在、富士市を中心にこの土砂条例の改正に向けて関係市町にご苦勞をお掛けしているところです。共通認識のもとにこの条例を改正して、行政命令を行い、悪質な業者についての情報を共有して、不適正な残土処分をなくしていかなければならないと思います。
- ・ 現在の不適正な残土問題、富士山麓、伊豆箱根になりますけど、首都圏から引き続き残土が運び込まれてくると思います。又、伊豆市の [REDACTED] とか山梨県の雨畑ダムの問題等もあって、県内の各市町にこうした汚泥が混じった残土の問題が生じる可能性もあります。ですから、富士山麓、伊豆箱根はもちろんのこと、静岡県全体の環境を守るため、今回の会議をもとにネットワークを作り、県・各市町、警察が連携を強めていかなければならないと考えておりますので、よろしく願います。

政治しずおか

土砂不法投棄で連絡会議

県と全35市町 自治体間で情報共有

山林などに土砂を不正に埋め立てる問題が各地で相次いでいることを受け、県と県内の全35市町は29日、土砂の不法投棄や不適正処理を防ぐために連携して対応する「県土採取等行為における不適正処理防止連絡会議」を設置した。県庁で開いた初会合で、違反事例の情報共有を図り、厳しく対処する方針を確認した。連絡会議にはオブザーバーとして県警も参加する。



連絡会議で違反事業者への対応を紹介する富士市の担当者＝29日午後、県庁

県などによると、富里、土砂を運ぶダンプカーを川崎市まで追跡したりした経緯を明かし「罰則の弱い市町が狙われないように足並みをそろえた対応を」と訴えた。県警生活保護課の担当者は、首都圏から県内の非正規の処分場に土砂を運び込む「残土ビジネス」の実態を摘発事例を交えて説明。「山林の無許可開発、土砂流出が自然環境を大きく損なう」と指摘した。

松枯れ対策目標達成

静岡県 4年連続 ドローン薬剤散布奏功

世界遺産富士山の構成資産の一つ、三保松原(静岡市清水区)について、静岡市はこのほど、マツ材線虫病による松枯れの被害が4年連続で目標の1杉当たり1本以下を達成したと明らかにした。ドローンによる薬剤散布などの保全対策が奏功した。

県は29日、福祉施設の新型コロナウイルス感染症対策のポイントをまとめた事例集を発行した。県が1月から約40施設で実施した感染症専門医らによる訪問指導の際に、日々の衛生管理などで指摘を受けた例を紹介した。県のウェブページでデータを公開している。

福祉施設のコロナ対策事例

感染症専門医協力

県がウェブで公開

布製スリッパの共有、毒剤の選択の誤りも改善が必要とされ、ほか、職員がアルコール消毒液を携行する「感染発生を想定」など、優れた取組も紹介した。県や市町村のマンニアルにセスするQRコードも掲載した。

リニア大井川水問題 県がHPを刷新



県はこのほど、リニア中央新幹線工事に伴う大井川の水問題に関する県ホームページを刷新した。「大井川の水資源」「南アルプスの生物多様性」「残土による生態系、環境」の3点の影響に焦点を当て、写真や図表を

写真や図表で

函南メガソ

特性踏

県は29日まで南町軽井沢で進模太陽光発電所(ソーラー)建設に伴う環境影響評価(セスメント)の必要性を訴えている。(政治部・大橋弘典)

布製スリッパの共有

毒剤の選択の誤りも改善が必要とされ

ほか、職員がアルコール消毒液を携行する「感染発生を想定」など、優れた取組も紹介した。県や市町村のマンニアルにセスするQRコードも掲載した。

布製スリッパの共有

毒剤の選択の誤りも改善が必要とされ

ほか、職員がアルコール消毒液を携行する「感染発生を想定」など、優れた取組も紹介した。県や市町村のマンニアルにセスするQRコードも掲載した。

(仮称) 静岡県土採取等行為における不適正処理防止連絡会議

日時 令和3年6月29日(火) 14時～

場所 静岡県庁別館8階第1会議室A

次 第

第一部

- 1 開会
- 2 挨拶(静岡県土地対策課)
- 3 連絡会議の運営について(静岡県土地対策課)
- 4 事例紹介
富士市の取り組みについて(富士市土地対策課)
不適正な残土処分の現状について(静岡県警察本部生活保安課)

第二部

- 5 県条例について(静岡県土地対策課)
- 6 協議事項について
 - ・市町回答の結果説明
 - ・整理案の提示
- 7 質疑応答
- 8 連絡事項について
- 9 閉会

(仮称)静岡県土採取等行為における 不適正処理防止連絡会議

令和3年6月29日(火)午後2時～



1 連絡会議の運営等について

- ①目的
- ②連絡会議の構成及び運営
- ③事務局の運営内容
- ④開催回数



1 連絡会議の運営等について

①目的

県及び県内市町が相互に連携を図ることにより、土砂の不法投棄事案に関する情報を共有し、土砂の不適正処理の防止及び事案への的確な対応の向上を図る。



1 連絡会議の運営等について

②連絡会議の構成及び運営

(a) 構成

県土地対策課・土木事務所及び県内市町

出席要請(オブザーバー)

- ・県警察本部生活保安課(条例の罰則適用関係)
- ・県くらし・環境部廃棄物リサイクル課(廃掃法関係)
- ・県経済産業部エネルギー政策課(太陽光発電事業関係)
- ・県経済産業部農地利用課(農振法・農地法関係)
- ・県経済産業部森林保全課(森林法関係)
- ・県交通基盤部技術調査課(建設発生土関係)

富岡有徳の美しい“ふじのくに”
静岡県



1 連絡会議の運営等について

②連絡会議の構成及び運営

(b) 運営

連絡会議に関する事務は土地対策課が行う

富岡有徳の美しい“ふじのくに”
静岡県



1 連絡会議の運営等について

②連絡会議の構成及び運営

(c) 連絡会議の内容

- ア 議題について協議
- イ 国及び他県等の情報提供

富岡有徳の美しい“ふじのくに”
静岡県



1 連絡会議の運営等について

③事務局の運営内容

- ・会議の開催・運営、議題の照会・回答の取りまとめ
- ・議題に応じて、関係法令を所管する所属への出席要請
- ・違反事案等の情報共有

富国有徳の美しい“ふじのくに”
静岡県



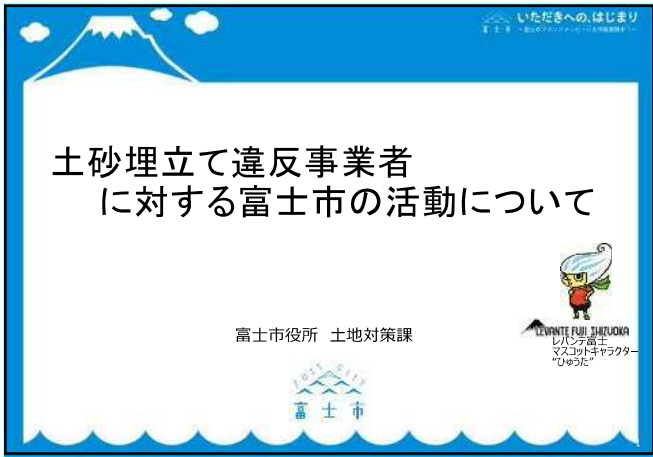
1 連絡会議の運営等について

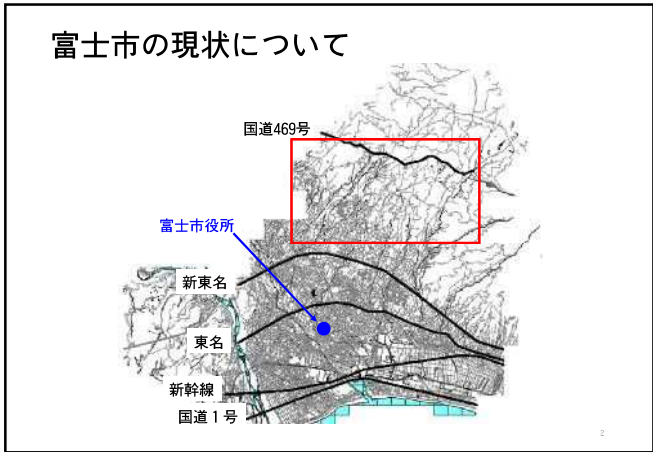
④開催回数

- ・年2回程度(令和3年度より実施)

富国有徳の美しい“ふじのくに”
静岡県









告発した箇所の航空写真



平成30年 1月

4



平成31年 1月

5



令和 2年 1月

6











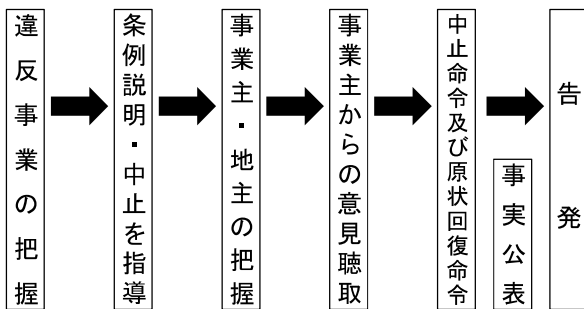


現地を確認してからの流れ



13

現地を確認してからの流れ



14

行政処分についての課題

・違反地の表記について

富士市〇〇町〇〇番 ~~外〇筆~~



富士市〇〇町〇〇番、〇〇番、〇〇番

事業を行ったとされる全ての筆を明記する

航空写真から判断せざるを得ない

行政処分についての課題

・原状回復命令の期間について

(例) 確認(1月)→命令(4月)⇒期間(3か月間)

24時間休みなし！ 運搬車は過積載！



1日8時間、週6日、10t ダンプ使用等
法令順守をした場合での期間を算出



測量を行う等、概算土量を算出する必要がある

原状回復命令の期間例

現地の土砂約24,000立方メートル(簡易測量)

- ・1時間あたりの台数：5台(違反者の自己申告は6台)
- ・1日搬出可能時間：6時間(受入れ先(未定)を考慮)
- ・1台当たりの搬出量：5.5立方メートル(10t ダンプ)
- ・1週間の作業日数：6日間



1週間あたり990立方メートルの搬出



24.3週間⇒6ヶ月間で搬出を完了できる
雨天を考慮し、搬出期間を7ヶ月間とする

原状回復命令の期間例

搬出先について

許可地である必要がある。

→富士市では申請から許可まで約2ヶ月

→近隣市町では1月半～2ヶ月かかるとの事。

場所を探す期間を含めて3ヶ月間とする。



搬出先検討期間 3ヶ月間

搬出期間 7ヶ月間

原状回復期間を10ヶ月間とする。

6ヶ月で搬出できると事業主の自己申告あり(意見聴取時)

日々の取り組み



日々の取り組み



日々の取り組み

警告看板の設置



これまでの取り組み

- ・平成30年12月14日
「土砂等の埋立て等に関する非常事態宣言」
を富士市長が発出
- ・土砂の搬入元調査
神奈川県庁等への聞き取り
- ・令和2年1月1日
条例罰則規定の強化
※地方自治法に規定する上限への引上げ
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
↓
2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

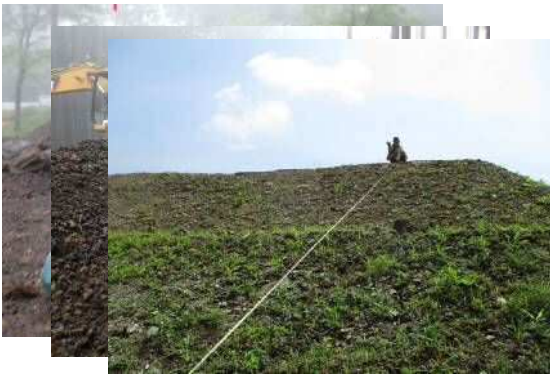
22

その他の活動

- ・違反事業者への監視および指導の強化
警察官OBを指導員として令和2年より採用
→違反事業者への指導の強化
→警察との関係・連携の強化
- ・法整備等への要望活動
法整備に関する要望書
→全国議長会・東海市長会へ提出
- ・事業地の把握
埋立地カルテの作成(許可地・違反地 全て)

23

測量について 職員による簡易測量



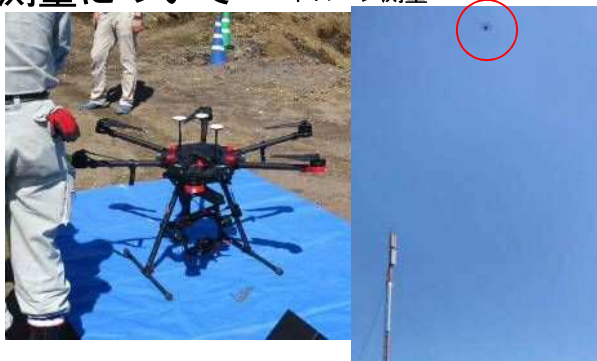
24

測量について 職員によるレーザー測量



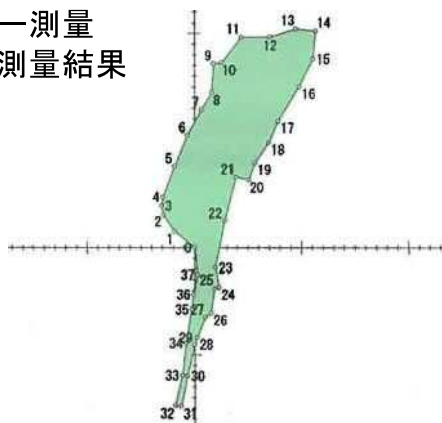
25

測量について ドローン測量

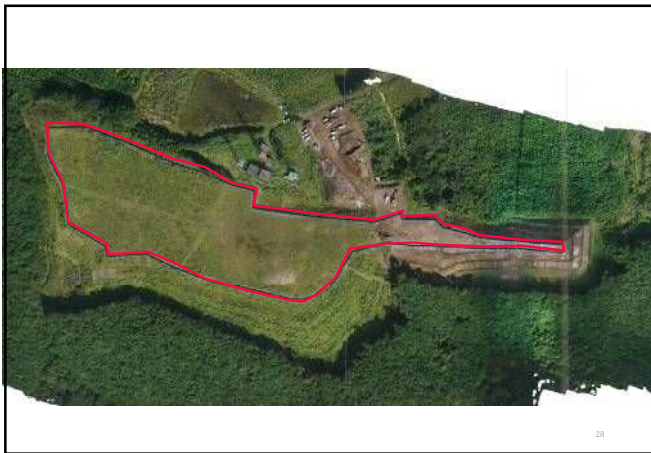


25

レーザー測量
による測量結果



27



今回のまとめ

- ・ 庁内関係部署との連携
- ・ 静岡県警との連携
- ・ 他自治体との連携
- ・ 現地測量について

29

最後に！

- ・ 市条例の強化について

令和4年4月1日の改正に向けて
改正内容を検討中

- ・ 罰則範囲の適用拡大
- ・ 地主の同意を明文化する
- ・ 欠格事項の追記

等

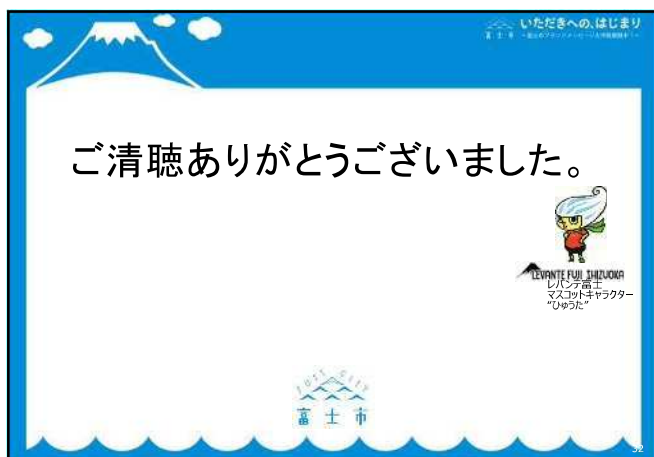
30

ただし、市条例では限界がある

- ・土砂は県境を越えている。
- ・条例では発生から処分まで管理できない。
- ・各市町で統一した内容でないと、条例の弱い市町付け込まれる。



- ①市町県を越境している為法整備が必要不可欠
- ②併せて県条例の適用範囲、罰則等を強化
- ③市条例の罰則等の足並みをそろえる



静岡県土採取等規制条例について

- ① 県条例創設の背景と経緯
- ② 県条例と市町単独条例との関係
- ③ 県条例と他法令による許認可との関係
- ④ 今後の県条例のあり方



静岡県土採取等規制条例について

条例

昭和50年10月20日公布 条例第42号
昭和51年4月1日施行

規則

昭和51年2月24日制定 規則第4号
昭和51年4月1日施行

目的

土の採取等について必要な規制を行うことにより、土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害を防止するとともに、土の採取等の跡地の緑化等の整備を図り、もって県民の生命、身体及び財産の安全の保持と環境の保全に資する。



静岡県土採取等規制条例について

① 県条例創設の背景と経緯

- ・条例制定時(昭和49年度)、砂利採取法、採石法などの法令が適用されない土の採取が増加
- ・制定当時、法令が適用されない土の採取であっても、1ha以上のもは県の土地利用事業で指導、それ未満のものについては市町が指導していた
- ・これらの土の採取は災害の発生や環境の破壊を招来する場合が少なくなく、市町村助役会を始め、関係方面から規制が強く要望され、市町村と協議の上、当該条例の制定に至った



静岡県土採取等規制条例について

① 県条例創設の背景と経緯

・条例制定の趣旨は、県市町要綱に基づく土地利用事業の行政指導を補完し、行政命令や罰則の適用も可能となる条例により防災指導を強化しようとするもの

富国産の美しい“ふじのくに”
静岡県



静岡県土採取等規制条例について

② 県条例と市町単独条例との関係

・土の採取等の行為が極めて日常的な行為、規制が県民の私的な経済活動を制限するものであるとの認識から、県条例は、制定当時から届け出制の緩やかな規制とし、防災・環境上の保全が必要な場合にのみ停止命令、措置命令の行政処分ができるものとされている

・平成6年頃から、富士山麓周辺市町で、首都圏からの悪質な土砂の搬入・盛土等が相次いで、防災や生活環境上の問題が生じた。

・富士山麓周辺市町は、盛土等の行為を許可制とし懲役刑を含む厳しい内容の条例を平成9年度から施行

富国産の美しい“ふじのくに”
静岡県



静岡県土採取等規制条例について

② 県条例と市町単独条例との関係

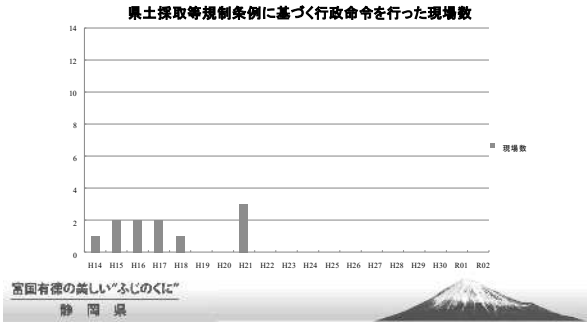
・県条例は、前述のとおり届け出制による緩やかな規制方法を採用しており、当時、問題となっていた悪質な土砂の搬入・盛土等が特定地域に限られていることから、規制強化を必要とする市町が独自の規制強化を行えるよう、また県条例を一律に規制強化することで被害の生じていない市町の過重規制とならないよう、県条例に適用除外規定を設けている

富国産の美しい“ふじのくに”
静岡県



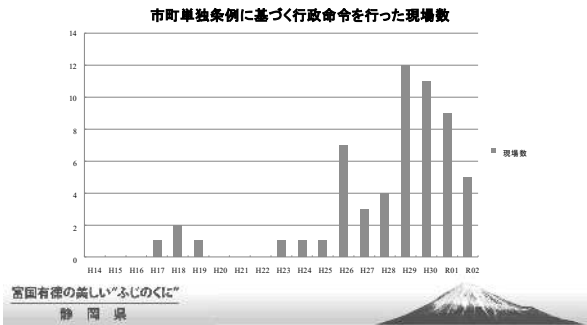
静岡県土採取等規制条例について

② 県条例と市町単独条例との関係



静岡県土採取等規制条例について

② 県条例と市町単独条例との関係



静岡県土採取等規制条例について

③ 県条例と他法令による許認可との関係

- ・県条例は、法令が適用されない土の採取に対応するため、市町との役割分担の上、施行されている
- ・他法令により土の採取が規制される場合には、原則、県条例は適用除外となる(ただし、適用除外の対象となる法令は、県規則に限定列挙されている)



提供日 2020/10/09
 タイトル 令和2年度定例第二回（秋）関東地方知事会議の開催
 担当 知事直轄組織 知事戦略局知事戦略課
 連絡先 知事戦略班
 TEL 054-221-3769



静岡県など、関東地方10都県の知事で構成する関東地方知事会議が開催され、国の施策等に関する提案・要望事項等を協議します。
 本県からは、川勝知事が出席します。
 なお、今回は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、WEB方式による会議となります。

（概要）

- 1 開催日程 令和2年10月21日（水）
 - 2 開催場所 静岡県庁東館5階 特別会議室（WEB方式による会議）
 - 3 内 容
 - 開会
 - 会長挨拶（神奈川県知事）
 - 新任・再任知事挨拶（東京都知事、群馬県知事、埼玉県知事）
 - 協議事項
 - （1）国の施策及び予算に関する提案・要望について（全12項目）
 - ・地方分権改革の推進について（共同提案）
 - 【新型コロナウイルス感染症対策関連提案】
 - ・新型コロナウイルス感染症対策の実効性を確保するための法的措置と確実な財政支援について（東京都）
 - ・新型コロナウイルス感染拡大に伴う地域経済再生・活性化への支援について（栃木県）
 - ・雇用調整助成金及びテレワーク導入支援の柔軟な見直しについて（千葉県）
 - ・医療機関の経営悪化に対する支援について（神奈川県）
 - ・感染症対策専門人材の養成・確保について（山梨県）
 - ・ウィズコロナ、ポストコロナ時代における新しい働き方の定着について（長野県）
 - ・防災・防疫対策等の推進について（静岡県）
 - 【その他の提案】
 - ・医師確保対策について（茨城県）
 - ・プラスチックごみ削減について（群馬県）
 - ・重度障害児を受け入れるグループホームの整備促進及び職員配置加算の充実について（埼玉県）
 - ・産業廃棄物の不適正保管と土砂等の不適正な埋立てへの対応について（共同提案）
- ※（ ）内の都県名は提案都県
- （2）秋・冬の観光を安心して楽しんでいただくための共同メッセージ
 - （3）令和3年度関東地方知事会歳入歳出予算（案）について

4 その他

- ・会議の冒頭から取材可能です。
- ・「手洗い」「マスク着用」等の感染拡大防止に御協力をお願いします。
- ・会議終了後、知事が同会場で取材に応じます。

【参考】

関東地方知事会は、各都県の連絡提携を緊密にし、地方自治の円滑な運営と進展を図ることを目的として、昭和23年4月に設立しました。

現在、10都県知事をもって組織し、会長を神奈川県知事が務めています。

※構成都県：東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県

6 産業廃棄物の不適正保管と土砂等の不適正な埋立てへの対応について

解体工事業者が、家屋解体工事等に伴い生じた廃棄物を長期にわたって自社の資材置場等に大量に保管する不適正保管事案は、景観を破壊するのみならず、火災、悪臭、害虫発生等の温床になる潜在的な危険性をはらんでおり、不法投棄と同様に、大きな社会問題となっている。

このような不適正保管事案については、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物処理基準違反として、行政指導や改善命令により対応しているところである。

しかしながら、産業廃棄物処理基準違反は、不法投棄のような直罰規定がなく、また、改善命令違反に対する罰則は、必ずしも重いものとはいえないため、十分な抑止力となっていない。

さらに、建設工事等により発生する土砂等については、その運搬や埋立て等の処理について規制する法律がないことなどから、土砂等が不適正に野積みされて、崩壊の危険性が発生し、あるいは高アルカリ性を呈するなど、周辺水域への影響が懸念される事例が見受けられる。

このため、県や市町村は、「土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」（いわゆる「残土条例」）を制定し、埋立て等に用いる土砂等の性質や施工方法などを規制しているが、土砂等は県域を越えて流通している上、条例で定めることのできる罰則では、不適正な事案に対する十分な抑止力となっていない。

については、廃棄物の不適正保管事案や土砂等の不適正な埋立て等から生活環境を保全し、災害を防止するため、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

1 産業廃棄物の不適正保管の厳罰化について

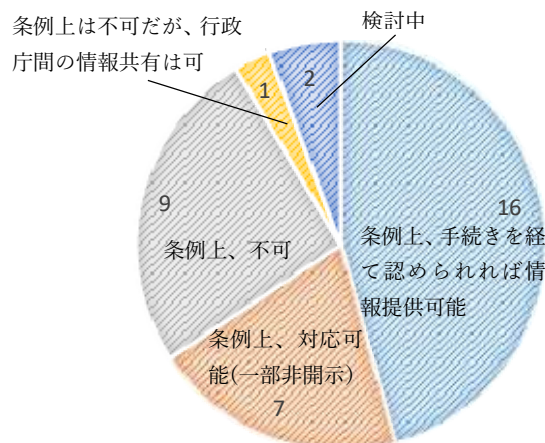
産業廃棄物処理基準に違反する行為のうち、特に悪質な行為に対する直罰規定を設けること。

また、改善命令に違反した者に対する罰則規定についても、十分な抑止力となるよう罰則を強化すること。

2 土砂等の適正管理のための法制度の整備について

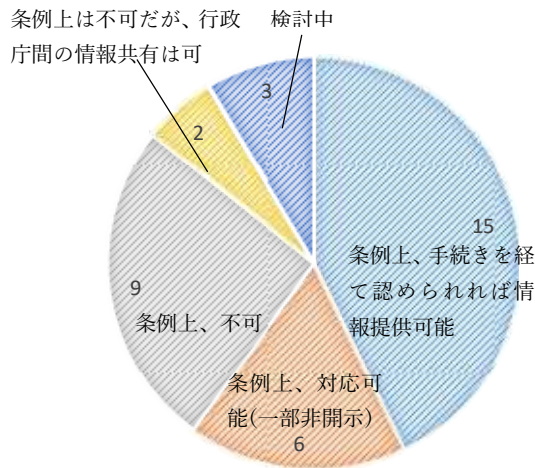
- (1) 土砂等の搬入、埋立て等については、許可制とし、国民の生活の安全を確保できる許可基準を定めること。
- (2) 不適正な処理を行った者に対する抑止力をもった罰則規定（法人重課を含む。）を定めること。
- (3) 不適正な処理に対して迅速に行為の停止や改善を指導するため、行為地等への立入検査等の必要な権限に関する規定を定めること。

議 題	土砂の不適正処理に対する事例集の整備について														
提 案 の 趣 旨	<p>違反対応の実績のない市町における初期対応の強化を図るため、対応実績のある市町の事例を提供していただき、県でとりまとめ後、県内全市町に提供することを目的とした事例集の整備について提案します。</p> <p>意見照会事項</p> <p>①事例提供の可否 市町の情報公開条例に基づき対応の可否を御回答ください。</p> <p>②事例案の提供について ①が可の場合、貴市町の事例提供をお願いする予定ですが、参考提示が可能であれば、当会議での提示をお願いします。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例集には次の項目の記載内容をイメージしています。 土採取等の行為者、土採取等の施行場所、施行場所の地目・面積、土採取の規模、土採取の施工期間、届出・許可手続きの有無、土地所有者との関係、違反行為の内容、経緯、是正処理方針 ・事例集の添付資料は下表の違反処理段階の対応がわかるものをイメージしています。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">段 階</th> <th style="text-align: center;">対応内容（県条例該当条項、市町条例は条文を置き換えてください）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 現地調査</td> <td>立入検査(県条例第 13 条第2項)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 行政指導</td> <td>報告の徴収(県条例第 13 条第1項)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 事前手続</td> <td>弁明の機会の付与</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 行政処分</td> <td>停止命令(県条例第7条第1項又は第7条第2項) 措置命令(県条例第6条)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 司法手続</td> <td>警察への告発(悪質の場合)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 事後処理・跡地処理</td> <td>是正の確認 跡地に係る措置命令(県条例第9条)</td> </tr> </tbody> </table>	段 階	対応内容（県条例該当条項、市町条例は条文を置き換えてください）	1 現地調査	立入検査(県条例第 13 条第2項)	2 行政指導	報告の徴収(県条例第 13 条第1項)	3 事前手続	弁明の機会の付与	4 行政処分	停止命令(県条例第7条第1項又は第7条第2項) 措置命令(県条例第6条)	5 司法手続	警察への告発(悪質の場合)	6 事後処理・跡地処理	是正の確認 跡地に係る措置命令(県条例第9条)
段 階	対応内容（県条例該当条項、市町条例は条文を置き換えてください）														
1 現地調査	立入検査(県条例第 13 条第2項)														
2 行政指導	報告の徴収(県条例第 13 条第1項)														
3 事前手続	弁明の機会の付与														
4 行政処分	停止命令(県条例第7条第1項又は第7条第2項) 措置命令(県条例第6条)														
5 司法手続	警察への告発(悪質の場合)														
6 事後処理・跡地処理	是正の確認 跡地に係る措置命令(県条例第9条)														



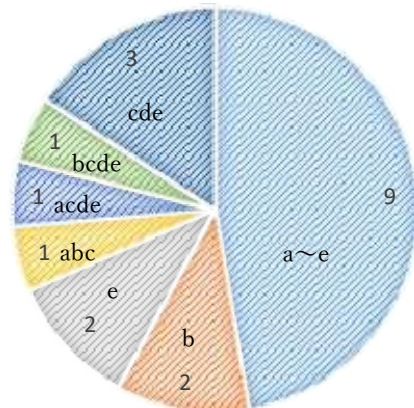
(仮称) 静岡県土採取等行為における不適正処理防止連絡会議 議題 2

議 題	不適正事業者に関する情報提供について
提 案 の 趣 旨	<p>各市町が対応した不適正事案に関し、随時に、県内全市町に情報を発信し、不適正事業者に対する警戒を持つことについて提案します。</p> <p>意見照会事項</p> <p>① 不適正事業者に関する情報共有の可否 市町の情報公開条例に基づき御回答ください。</p> <p>② 各段階における不適正事業者・不適正行為の情報発信の可否 ①が可である場合、以下の表に○×で御回答ください。</p> <p>③ その他意見</p>



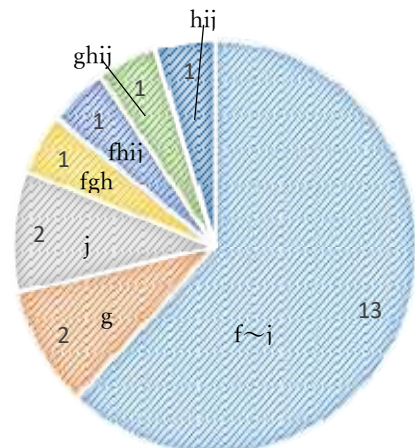
不適正事業者に係る情報提供

	不適正事業者の情報
無届出・無申請で覚知した段階	a
行政指導段階	b
行政命令段階	c
告発段階	d
判決段階	e

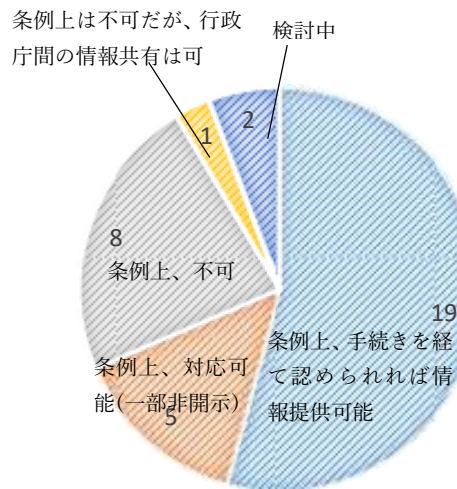


不適正行為に係る情報提供

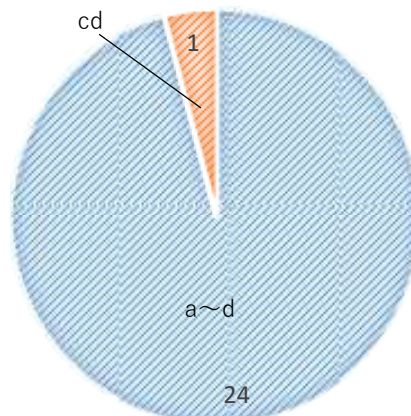
	不適正行為の情報
無届出・無申請で覚知した段階	f
行政指導段階	g
行政命令段階	h
告発段階	i
判決段階	j



議 題	土砂の流通に関する情報共有について
提 案 の 内 容	<p>県条例の届出書及び市町単独条例の許可申請書に記載された土砂の搬入元及び搬出先に関して、土砂が現場市町の管轄外に及ぶ場合、土砂の搬入元及び搬出先の市町に土採取行為があることについて情報提供をすることを提案します。</p> <p>情報提供を受けた市町は、県条例の届出書及び市町単独条例の許可申請書の提出の有無、搬入元及び搬出先の土採取行為を確認することが出来ため、手続き漏れによる不適正処理の抑止が期待できると考えます。</p> <p>意見照会事項</p> <p>①情報共有の可否 市町の情報公開条例に基づき御回答ください。</p> <p>②届出書・申請書の記載内容の情報共有の可否 ①が可である場合、以下の表に○×で御回答ください。</p> <p>③その他意見</p>



	情報共有の可否
土の搬入元・搬出先	a
土の運搬経路	b
土の数量	c
土採取の期間	d



議題協議事項に対する整理（案）

「議題 1 事例集の整備について」、「議題 3 土砂の流通に関する情報共有について」 ⇒実施可

目的

- ・ 議題 1 については、市町が実務において違反処理の参考とする。
- ・ 議題 3 で土砂の流通に関する情報を受け取った市町は、得た情報をもとに不適正処理の事案の発生を警戒し、発生した場合に迅速に対応する。

共有の考え方

- ・ 議題 1・2・3 の官庁間の情報共有は、（県）情報公開条例の対象とならない。
- ・ 官庁間の情報共有の適否は（県）情報公開条例に基づいて判断するものではないが、情報共有する内容が非開示情報に当たらないか等により判断することになる。
- ・ 議題 1・3 に賛同する市町は様式を県に提出し、県でとりまとめ、全市町へ提供する。

実際に共有する内容（非開示情報に該当せず、目的に照らして必要十分な情報）

- ・ 議題 1 については、「土採取行為等の概要」、「行政側の違反処理の対応」
- ・ 議題 3 については、「地番までの場所、時期、土量」

「議題 2 不適正事業者に関する情報共有について」 ⇒実施不可

- ・ 不適正事業者に関する随時の情報共有は、事業者名を特定して情報共有しないのであれば意義が失われるので、この議題は実施困難である。

お 知 ら せ

静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課

- ・ 廃棄物リサイクル課では不法投棄 110 番として、廃棄物の不法投棄に関する情報について、広く県民から受付しています。近年では廃棄物だけでなく、土砂に関する情報提供も増加する傾向にあります。
- ・ 土砂に関する情報を受け付けた場合には、管轄市町等にも情報提供させていただきます。
- ・ 土砂に偽装した廃棄物の不法投棄事例も増加傾向にあります。土砂に廃棄物が混入している、土砂から異臭がするなど、廃棄物の不法投棄が疑われる現場を認知した場合には、速やかに、県廃棄物リサイクル課及び管轄の健康福祉センターへの情報提供をお願いします。

連絡先

廃棄物リサイクル課不法投棄対策班	054- 221-3810	kfkamo- kankyous@pref.shizuoka.lg.jp
賀茂健康福祉センター環境課	0558- 24-2053	kftoubu- haiki@pref.shizuoka.lg.jp
東部健康福祉センター廃棄物課	055- 920-2058	kfchuubu- kan@pref.shizuoka.lg.jp
中部健康福祉センター環境課	054- 644-9288	kfseibu- kankyous@pref.shizuoka.lg.jp
西部健康福祉センター環境課	0538- 37-2248	hai@pref.shizuoka.lg.jp

